

IASBが年次改善（2010-2012年サイクル）を公表

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、年次改善プロセスにおいて公表された7つの国際財務報告基準（IFRS）への最近の修正（以下、「本修正」という）について要約している。

要点

- 本修正は、以下の基準書に影響を及ぼす。
 - IFRS第2号「株式に基づく報酬」-権利確定条件の定義
 - IFRS第3号「企業結合」-企業結合における条件付対価の会計処理
 - IFRS第8号「事業セグメント」-（i）事業セグメントの集約及び（ii）報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表
 - IFRS第13号「公正価値測定」-短期の債権債務
 - IAS第16号「有形固定資産」-再評価方式-減価償却累計額の比例的な修正再表示
 - IAS第24号「関連当事者についての開示」-経営幹部
 - IAS第38号「無形資産」-再評価方式-償却累計額の比例的な修正再表示
- 本修正は、2014年7月1日以後開始する事業年度からから発効し、早期適用が認められる。

なぜ本修正を公表したのか？

国際会計基準審議会（IASB）が公表した「IFRSの年次改善（2010-2012年サイクル）」は、必要であるが緊急ではないIFRSに対する修正を意図する年次改善プロセスのもとで公表された5回目の修正の集合体である。

いつ新しい要求事項が適用されるのか？

本修正は、概して、2014年7月1日以後開始する事業年度又は発生する取引に適用され、早期適用が認められる。特定の経過措置は、以下の関連セクションに含まれている。

企業は、他のすべての修正を早期適用することなく、「IFRSの年次改善（2010-2012年サイクル）」の個別の修正を早期適用することが認められる。

本修正によりどのような変更があったのか？

IFRS	トピック	修正内容
IFRS第2号「株式に基づく報酬」	権利確定条件の定義	IFRS第2号の付録Aの「用語の定義」が修正され、（i）「権利確定条件」及び「株式市場条件」の定義が変更され、（ii）以前は「権利確定条件」の定義の中に含まれていた「業績条件」及び「勤務条件」の定義が追加された。 本修正は以下を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> •業績目標は、企業又は同一のグループの他の企業の営業（すなわち株式市場条件以外の条件）、又は企業又は同一のグループの他の企業の資本性金融商品の市場価格（すなわち株式市場条件）に基づき得る。 •業績目標は、企業全体としての業績、又は企業の一部（例えば、部門又は個々の従業員）の業績のいずれかに関連し得る。 •株式市場指数目標は、企業の業績のみではなくグループ外の他の企業の業績も反映するため権利確定条件以外の条件である。 •業績条件を達成するための期間は、関連する勤務期間の終了を超えてはならない。

IFRS	トピック	修正内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・(権利確定条件以外の条件でなく)業績条件に該当するためには、条件には明示的又は黙示的な勤務の要求が必要である。 ・株式市場条件は、権利確定条件以外の条件ではなく業績条件の一種である。 ・相手方が、権利確定期間中に勤務の提供を中止した場合には、当該相手方は、勤務の提供を中止した理由のいかんにかかわらず、勤務条件を充足していない。 <p>本修正は、付与日が2014年7月1日以後である株式に基づく報酬取引について将来に向かって適用され、早期適用が認められる。</p>
IFRS第3号「企業結合」	企業結合における条件付対価の会計処理	<p>本修正は、資産又は負債として分類された条件付対価については、当条件付対価が、IFRS第9号又はIAS第39号の範囲内となる金融商品であるのか、非金融資産又は負債であるのかにかかわらず、各報告日において公正価値で測定されるべきことを明確にしている。測定期間中の修正以外の公正価値の変動は、純損益に認識されるべきである。</p> <p>IFRS第9号、IAS第39号及びIAS第37号への結果的修正も行われた。</p> <p>本修正は、取得日が2014年7月1日以後である企業結合に将来に向かって適用される。早期適用は認められる。</p>
IFRS第8号「事業セグメント」	事業セグメントの集約	<p>本修正は、集約された事業セグメントの記述及び事業セグメントが「類似の経済的特徴」を有しているかどうかを判断した際に検討した経済的指標を含む、事業セグメントに集約規準を適用する際に経営者が行った判断を開示することを企業に要求している。</p> <p>本修正は、2014年7月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用は認められる。</p>
	報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表	<p>本修正は、報告セグメントの資産の合計額と企業の資産との調整表は、セグメント資産が最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合のみ提供されるべきことを明確にしている。</p> <p>本修正は、2014年7月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用は認められる。</p>
IFRS第13号「公正価値測定」	短期の債権債務	<p>結論の根拠は、IFRS第13号の公表とIAS第39号及びIFRS第9号への結果的修正が、割引をしないことの影響に重要性がない場合に、表面金利のない短期の債権債務を割引せずに請求金額で測定できるという取扱いを廃止したものではないことを明確にするために修正された。</p>
IAS第16号「有形固定資産」 IAS第38号「無形資産」	再評価方式-減価償却/償却累計額の比 例的な修正再表示	<p>本修正は、有形固定資産又は無形資産が再評価される場合の減価償却/償却累計額の会計処理に関して把握された不整合を取り除いている。修正後の要求事項は、減価償却/償却累計額控除前の帳簿価額は、当該資産の帳簿価額の再評価と整合的な方法で修正され、減価償却/償却累計額は、減価償却/償却累計額控除前の帳簿価額と、減損損失累計額考慮後の帳簿価額との間の差額であることを明確化している。</p> <p>本修正は、2014年7月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められる。企業は、本修正が最初に適用される事業年度及び直前の事業年度において認識されるすべての再評価に本修正を適用しなければならない。企業は、表示するそれよりも古い期間を修正再表示することが認められるが、要求はされない。</p>
IAS第24号「関連当事者についての開示」	経営幹部	<p>本修正は、報告企業に経営幹部サービスを提供する経営管理企業が報告企業の関連当事者であることを明確にする。結果として、報告企業は、経営幹部サービスの提供について経営管理企業に対して支払ったか又は支払うサービスに対して発生した金額を関連当事者取引として開示しなければならない。しかし、このような報酬の構成要素の開示は要求されない。</p> <p>本修正は、2014年7月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められる。</p>

以上